

そこが知りたい！

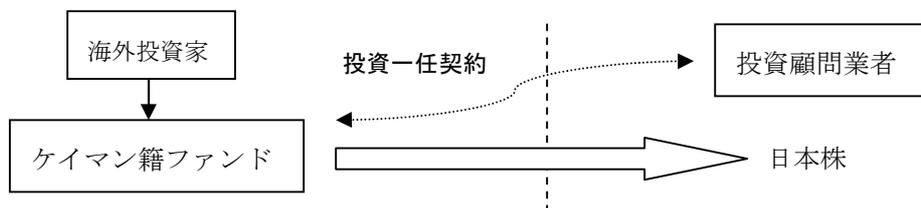
太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 投資ファンド非課税（平成 21 年度税制改正大綱）

平成 21 年度税制改正大綱におきまして、国内外ファンドを通じて日本に投資する海外投資家に対する課税が見直され、株式譲渡益を原則として非課税とする方針が明記されました。

これまでの取扱い

非居住者・外国法人である海外投資家が、代表的にはケイマン籍ファンド等を通じて国内にある投資顧問業者などの運用業者と投資一任契約を結んでいたとします。その国内の投資顧問業者が、非居住者・外国法人のためにその事業に関し、契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合には、当該非居住者・外国法人の代理人 PE（法法 141 三）として取り扱われていたため、株式譲渡益は課税の対象となっていました（法法 141 三、措法 37 の 10）。



平成 20 年度税制改正では、PE の範囲から独立代理人が除かれることとなりました（法令 186 かつこ書）。しかし、投資家から「コストがかかりすぎる」「代理人の独立性を証明しなければならず、使い勝手が悪い」などの不満が続出し、利用が進まなかったようです（日経新聞平成 21 年 1 月 7 日）。

平成 21 年税制改正後

非居住者・外国法人である海外投資家が下記の一定の要件を満たした場合には日本に PE を有しないものとされ、株式譲渡益は日本の課税対象から外れることとなります。

- ① 有限責任組合員であること
- ② 投資組合の業務を執行しないこと
- ③ 投資組合財産に対する持分の割合が 25% 未満であること
- ④ 無限責任組合員と特殊の関係のある者でないこと
- ⑤ 国内に投資組合の事業以外の事業に係る恒久的施設を有しないこと

この変更により、日本と租税条約を締結していない中東諸国などからの投資による利益についても日本で非課税となることが明らかとなり、こうした国からの対日投資を促す効果が期待されています。

25%-5% ルール（事業譲渡類似課税の特例）

ただし、日本に PE がない場合でも、過去 3 年以内のいずれかの時点で発行済株式総数の 25% 以上を有している株主が、その年度に発行済株式総数の 5% 以上の株式を譲渡した場合には日本で課税対象となります（法令 187⑥、措法 37 の 12）。

平成 17 年税制改正において、パススルー課税を受ける組合については、組合員毎ではなく組合全体で 25% - 5% の判定を行うこととなりました。

平成 21 年税制改正により、上記①～⑤の要件を満たす組合員又は国内に PE を有さない一定の外国組合員については、組合員毎に 25% - 5% の判定を行うこととなります。

お見逃しなく！

- 25 - 5% ルールを満たした場合に課税対象となるのは国税のみです。
- 上記は国内法の取扱いです。25 - 5% ルールを満たしたとしても、租税条約によって課税が免除となるケースがあります（米国など）。